

科目：「専門科目：SWの基盤と専門職」

I. 出題基準&出題実績（第33回～第35回）

大項目		中項目		例示	[過去問]
1	社会福祉士の役割と意義	1	社会福祉士及び介護福祉士法	定義・義務／法制度成立の背景／法制度見直しの背景／他	33-91/34-91★/ 35-91★/
		2	社会福祉士の専門性	-	33-93★/
2	精神保健福祉士の役割と意義	1	精神保健福祉士法	定義・義務／他	34-91★/
		2	精神保健福祉士の専門性	-	
3	相談援助の概念と範囲	1	ソーシャルワークに係る各種の定義	国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の定義／他	33-92/34-91★/ 35-92/
		2	ソーシャルワークの形成過程	慈善組織協会／セツルメント運動／他	33-94/34-92/ 35-93/35-95/
4	相談援助の理念	1	人権尊重	-	
		2	社会正義	-	
		3	利用者本位	-	33-95★/34-93★/ 35-94★/
		4	尊厳の保持	-	
		5	権利擁護	-	34-93★/
		6	自立支援	-	33-95★/35-94★/
		7	社会的包摂	-	
		8	ノーマライゼーション	-	
5	相談援助における権利擁護の意義	1	相談援助における権利擁護の概念と範囲	-	
6	相談援助に係る専門職の概念と範囲	1	相談援助専門職の概念と範囲	-	33-93★/34-94/
		2	福祉行政等における専門職	福祉事務所の現業員／査察指導員／社会福祉主事／児童福祉司／身体障害者福祉司／知的障害者福祉司／他	33-96★/35-91★/ 35-96/

		3	民間の施設・組織における専門職	施設長／生活相談員／社会福祉協議会の職員／地域包括支援センターの職員／他	33-95★/33-96★/ 33-97★/34-97★/ 35-91★/
		4	諸外国の動向		
7	専門職倫理と倫理的ジレンマ	1	専門職倫理の概念	-	
		2	倫理綱領	国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)倫理綱領/他	34-91★/
		3	倫理的ジレンマ	-	
8	総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチを含む)の意義と内容	1	ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な援助の意義と内容	多機関による包括的支援体制／フォーマル・インフォーマル社会資源との協働体制／ソーシャルサポートネットワーキング／他	34-95/34-97★/ 35-97/
		2	ジェネラリストの視点に基づく多職種連携(チームアプローチを含む)の意義と内容	機関間相互関係／利用者・家族の参画／機関・団体間同士の合意形成／他	33-97★/34-96/

(★は複数項目該当問題)

Ⅱ. 出題基準別過去問（第33回～第35回）選択肢の正誤検討 及び選択肢別解説（空欄語句検討を含む）

－受講生各位－

- ・ 事前に以下の予習を行って講義に参加することをお勧めします。
- 過去問選択肢の正誤判断をしてみましょう（（ ）内に○or×を入れていく）。
- * 大項目1から、順次、進めていきましょう。

大項目1（社会福祉士の役割と意義）

* 中項目1（社会福祉士及び介護福祉士法）

第33回 091番 社会福祉士及び介護福祉士法に関する適・不適判断問題

- 1（ ）社会福祉士は資格更新のため、7年ごとに所定の講習を受講しなければならない。
- 2（ ）社会福祉士は相談業務を行う上で、クライアントの主治医の指示を受けなければならない。
- 3（ ）社会福祉士の「信用失墜行為の禁止」は、2007年（平成19年）の法律改正によって加えられた。
- 4（ ）社会福祉士の「秘密保持義務」は、社会福祉士の業務を離れた後においては適用されない。
- 5（ ）社会福祉士はその業務を行うに当たって、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

（正答：5）

1-1：社福士・介福士法では、資格更新に関する規定は定められていない。

2-1：社福士・介福士法では、主治医の指示に従わなければならないという規定は定められていない。

3-1：社会福祉士の「信用失墜行為の禁止」規定（法第45条）は、法制定時（S62年）から規定されている。

4-1：社福士・介福士法では、法第46条で「社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。」と規定されている。

5-1：社福士・介福士法では、法第47条第1項で「社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（次項において「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。」と規定されている。

第34回 091番 社会福祉士及び介護福祉士法上の社会福祉士の責務と精神保健福祉士法上の精神保健福祉士の責務の共通性に関する適・不適判断問題

- 1（ ）集団的責任の保持
- 2（ ）権利擁護の促進
- 3（ ）多様性の尊重

4 () 資質向上

5 () 倫理綱領の遵守

(大項目2-中項目1/大項目3-中項目1/大項目7-中項目2の内容と混在)

(正答：4)

1-1：「**集団的責任の保持**（同じ社会で生活する者同士がともにその環境に対して責任をもつこと）」は、両者ともに法的責務とはされていない。

2-1：「**権利擁護の促進**（個々の権利を守り侵害からの回復を図ること）」は、両者ともに法的責務とはされていない。

3-1：「**多様性の尊重**」は、両者ともに法的責務とはされていない。

4-1：「**資質向上**」は、両者に共通する責務として定められている（社福士・介福士法第47条の2/精福士法第41条の2）。

5-1：「**倫理綱領の遵守**」は、両者ともに法的責務とはされていない。

第35回091番 社会福祉士に関する説明に関する適・不適判断問題

1 () 虐待に関わる相談は、社会福祉士が独占している業務である。

2 () 社会福祉士は、特定の職種の任用資格になっている。

3 () 社会福祉士の名称は、国家試験の合格をもって使用することができる。

4 () 社会福祉士でない者が社会福祉士の名称を使用した場合に罰則がある。

5 () 介護老人保健施設に社会福祉士を置かなければならない。

(大項目6-中項目2/中項目3の内容と混在)

(正答：2、4)

1-1：社会福祉士の行う業務については業務独占として位置付けられていない。

2-1：相談援助に係る業務について、社会福祉士資格が任用資格の1つとして規定されている（例、児童相談所長任用資格（児福法第12条の3）、身体障害者福祉司任用資格（身障者福祉法第12条第1項4号）等々）。

3-1：厚労大臣によって、社会福祉士国家試験合格者に合格証書が交付され、その後、社会福祉士登録簿に登録されると社会福祉士登録証が交付される。この登録をもって社会福祉士の名称を使用することが可能となる。

4-1：「社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない（社福士・介福士法第48条）」、また、同法規定違反者には30万円以下の罰金が科せられる（同法第53条）。

5-1：福祉施設・事業所に関し、人員配置基準等において**社会福祉士の必置規定はない**（例、地域包括支援センターは社会福祉士の配置が規定されているが、一定事由ある場合（人員確保困難等）は社会福祉士に準ずる者の配置可能）。

*** 中項目2（社会福祉士の専門性）～重複出題～**

大項目2（精神保健福祉士の役割と意義）

- * 中項目1（精神保健福祉士法）～重複出題～
- * 中項目2（精神保健福祉士の専門性）～出題ナシ～

大項目3（相談援助の概念と範囲）

- * 中項目1（ソーシャルワークに係る各種の定義）

第33回092番 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（2014年）が「ソーシャルワークの定義」（2000年）と比べて変化した内容に関する適・不適判断問題

- 1（ ）人間関係における問題解決を図ることが加えられた。
- 2（ ）中核をなす原理として、社会の不変性の尊重が容認された。
- 3（ ）実践の基盤として、社会システムに関する理論の導入が加えられた。
- 4（ ）定義は、各国及び世界の各地域で展開することが容認された。
- 5（ ）人々が環境と相互に影響し合う接点に介入することが加えられた。

（注）1：「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」とは、2014年7月の国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）の総会・合同会議で採択されたものを指す。

（注）2：「ソーシャルワークの定義」とは、2000年7月の国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）で採択されたものを指す。

（正答：4）

- （公社）日本社会福祉士会 HP 内に「ソーシャルワークの定義」（以下、「旧定義」と表記）/「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（以下、「新定義」と表記）及び解説等が掲載されていますので一読しておくといでしょう。

・ https://www.jacsw.or.jp/citizens/kokusai/IFSW/documents/SW_teigi_japanese.pdf

- 「旧定義」：「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。」
- 「新定義」：「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」

1-1：‘人間関係における問題解決を図ること’は、旧定義に示されていた。

2-1：‘社会の不変性の尊重’は、両定義に示されていない。

3-1：‘社会システムに関する理論の導入’は、旧定義に示されていた。

4-1：新定義では、明文で各国及び世界の各地域で展開することが容認されている。

5-1：人と環境の接点への介入に関する文言は、旧定義に示されていた。

第35回092番 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に関する適・不適判断問題

- 1 () 本定義は、各国および世界の各地域を問わず、同一であることが奨励されている。
- 2 () ソーシャルワーク専門職は、社会変革を任務とするとともに社会的安定の維持にも等しく関与する。
- 3 () ソーシャルワークの原則において、マイノリティへの「多様性の尊重」と「危害を加えない」ことは、対立せずに実現可能である。
- 4 () ソーシャルワークの研究と理論の独自性は、サービス利用者との対話的過程とは異なるところで作り上げられてきた。
- 5 () ソーシャルワークの焦点は多様であるが、実践における優先順位は固定的である。

(注) 1：「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」とは、2014年7月の国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)の総会・合同会議で採択されたものを指す。

(正答：2)

○(公社)日本社会福祉士会 HP内に「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」が掲載されていますので(https://www.jacsw.or.jp/citizens/kokusai/IFSW/documents/SW_teigi_japanese.pdf)一読しておくといでしょう。

1-1：この定義では、各国及び世界の各地域で展開しても良いとして、当該定義に反しない範囲で、各国・各地域で、それぞれの置かれた社会的・政治的・文化的状況に応じた定義付けを可能としている。

2-1：「社会変革」の価値と「社会的安定維持」の価値は、特定集団の排斥、排除、抑圧等の手段にソーシャルワークが利用されない場合において、矛盾することなく成立する。

3-1：マイノリティへの「多様性の尊重」の価値と「危害を加えない」という価値は、対立・競合する価値観となる場合(「文化」という価値のもとでの侵害等)があり得る。

4-1：多くのソーシャルワーク研究・理論は、サービス利用者との双方向性のある対話的過程を通じて共同して作り上げられてきたものである。

5-1：ソーシャルワークの視点は多様であり(国や時代、歴史的・文化的・政治的・社会経済的状况によって多様であり)、その優先順位も流動的と考えなければならない。

*** 中項目 2 (ソーシャルワークの形成過程)**

第 33 回 094 番 19 世紀末から 20 世紀初頭のセツルメント活動に関する適・不適判断問題

- 1 () バーネット (Barnett. S.) が創設したトインビーホールは、イギリスにおけるセツルメント活動の拠点となった。
- 2 () コイト (Coit. S.) が創設したハル・ハウスは、アメリカにおけるセツルメント活動に大きな影響を及ぼした。
- 3 () 石井十次が創設した東京神田のキングスレー館は、日本におけるセツルメント活動の萌芽となった。
- 4 () アダムス (Addams. J.) が創設したネイバーフッド・ギルドは、アメリカにおける最初のセツルメントであった。
- 5 () 片山潜が創設した岡山孤児院は、日本におけるセツルメント活動に大きな影響を及ぼした。

(正答：1)

- 1-1：トインビーホールは、バーネット (Barnett. S.) によって英国ロンドンに設立 (1884 年) され、世界最初のセツルメントハウスとしてセツルメント活動の拠点となっていた。
- 2-1：ハル・ハウスは、アダムス (Addams. J.) が、トインビーホールに倣い米国イリノイ州シカゴに設立 (1889 年) した。
- 3-1：キングスレー館 (東京神田) は、片山潜が、トインビーホールでのセツルメント活動視察後にキリスト教社会事業の拠点として設立 (1897 年) した
- 4-1：ネイバーフッド・ギルドは、コイト (Coit. S.) が、トインビーホールでのセツルメント活動に関わった後に米国でのセツルメント活動推進を目指して、ニューヨークに設立 (1886 年) した。
- 5-1：岡山孤児院は、石井十次 (後に「児童福祉の父」と称される) が、「無制限 (収容) 主義」を掲げて孤児救済を推進すべく設立 (1887 年) した。

第 34 回 092 番 SW の発展に寄与した代表的な研究者とその理論に関する適・不適判断問題

- 1 () ホリス (Hollis. F.) は、「状況の中の人」という視点で、心理社会的アプローチを提唱した。
- 2 () トール (Towle. C.) は、「ケースワークは死んだ」という論文を発表し、社会問題へ目を向けることを提唱した。
- 3 () パールマン (Perlman. H.) は、社会的要因が心理的要因に従属させられていると指摘し、両者の再統合を提唱した。
- 4 () ロビンソン (Robinson. V.) は、内的な特徴と外的な特徴を統合させて人間を理解することを提唱した。
- 5 () ハミルトン (Hamilton. G.) は、社会科学とのつながりを意識して、「リッチモンドに帰れ」と原点回帰を提唱した。

(正答：1)

- 1-1：ホリス (Hollis. F. / 「ケースワークー心理社会療法」 (1964 年)) は、診断主義の流れを汲む心理社会的 AP (Keyword：「状況の中の人」 / 「人と状況との全体性」) を提唱した。

- 2-1：トール（Towle, C. / 「**コモン・ニューマン・ニーズ**」（1945年））は、診断主義のもと、人の共通するニーズ（ニーズの4分類（身体的福祉、情緒と知性の成長の機会、他者との関係、精神的な要求への対応））に焦点を当てるとともに、ケースワークと公的扶助の関係について論じた。
- 3-1：パールマン（Perlman, H. / 「**ソーシャル・ケースワーカー問題解決の過程**」（1957年））は、「**ケースワークは死んだ（ケースワークは社会問題に対応できていない）**」との自己批判のもと、新たに**問題解決AP**（Keyword：解決過程における4つの要素（4つのP（人（動機づけられている人）、問題、場所、手順））→**6つのP**（+専門職、制度（プロビジョン）））を開発した。
- 4-1：ロビンソン（Robinson, V. / 「**ケースワーク心理学の変遷**（1930年））は、ケースワーカーのスキルとして、機関の機能の明確化、時間と過程のコントロール、機関との関係における**CLの“動き”と“成長”**、に関する理解を挙げた。
- 5-1：ハミルトン（Hamilton, G. / 「**ケースワークの理論と実際**（1940年）」）は、ケースワークとは、援助者が**尊厳**をもってCLの問題解決の過程を支えることであり、CLの問題解決の過程はCL自らの力で生活環境を変えていく過程である論じた。

第35回093番 19世紀中期から20世紀中期にかけてのソーシャルワークの形成過程に関する適・不適判断問題

- 1（ ）エルバーフェルト制度では、全市を細分化し、名誉職である救済委員を配置し、家庭訪問や調査、相談を通して貧民を減少させることを目指した。
- 2（ ）セツルメント運動は、要保護者の個別訪問活動を中心に展開され、貧困からの脱出に向けて、勤勉と節制を重視する道徳主義を理念とした。
- 3（ ）ケースワークの発展の初期段階において、当事者を主体とした**ストレングスアプローチ**が提唱された。
- 4（ ）ミルフォード会議では、それまで分散して活動していたソーシャルワーク関係の諸団体が統合された。
- 5（ ）全米ソーシャルワーカー協会の発足時には、ケースワークの基本的な事柄を広範囲に検討した結果として、初めて「**ジェネリック**」概念が提起された。

（正答：1）

- 1-1：エルバーフェルト制度は、1852年からドイツのエルバーフェルト市で**実施された救貧制度**であり、日本の**民生委員制度のモデル**とされている。
- 2-1：**セツルメント運動**は、19世紀後半のイギリスで誕生した**教師・学生を中心としたボランティア組織による社会改革運動**である。
- 2-2：**慈善組織協会活動**は、19世紀後半のイギリスで誕生した**貧困家庭に対する個別の訪問・指導、友愛の精神に基づく人格的感化による要保護者の自立**を目指した救貧活動である。
- 3-1：**ストレングスアプローチ**は、**当事者主体のアプローチ**として1980年代頃から登場してきた新しいモデルである。
- 4-1：**ミルフォード会議**とは、米国ペンシルバニア州ミルフォードに開催された**米国内主要ソーシャルワーク関係団体による会議**であり、その成果は**1929年に報告書**（「**ソーシャル・ケースワーカー**」）としてまとめられた。

ジェネリックとスペシフィック)としてまとめられた。

5-1: 全米ソーシャルワーカー協会は、米国内主要ソーシャルワーク関係団体の統合により誕生した専門職組織であり、ソーシャルワークの**共通基盤の明確化・統合化の促進**に貢献した。

第35回095番 リッチモンド (Richmond. M.) の人物と業績に関する適・不適判断問題

- 1 () ケースワークの専門職としてニューヨーク慈善組織協会に採用された。
- 2 () ケースワークの体系化に貢献したことから、後に「ケースワークの母」といわれた。
- 3 () 社会改良を意味する「卸売的方法」は、個別救済を意味する「小売的方法」の始点であり終点であると位置づけた。
- 4 () 『社会診断』において、ケースワークが社会的証拠の探索と収集を重視することに対して、異議を唱えた。
- 5 () 『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』において、ケースワークを人間と社会環境との間を調整し、パーソナリティを発達させる諸過程と定義した。

(正答：2)

1-1: M. リッチモンドは、1889年米国ボルティモア慈善組織協会会計補佐として採用されるが、その後、会計業務に留まらず**広く慈善活動に携わり成果**を上げていった。

2-1: M. リッチモンドは、「**社会診断 (1917年)**」、「**ソーシャル・ケース・ワークとは何か (1922年)**」を著し、ケースワーク理論体系を構築した。

3-1: M. リッチモンドは、「**卸売的方法 (社会改良によって社会環境を改革するという考え方)**」とともに「**小売的方法 (個々の個人に対する働きかけによる社会環境を改革とする考え方)**」も**社会環境を改革する形態**であるとした。

4-1: M. リッチモンドは、著書「社会診断」において、ケースワークとは「**社会的証拠**」の探索・収集から比較・推論を経て「**社会診断**」を導出する過程であるとした。

5-1: M. リッチモンドは、著書「**ソーシャル・ケース・ワークとは何か**」において、ケースワークとは「**人と環境との間を個別的、具体的に調整することを通じてパーソナリティを発達させる諸過程**」から成り立っていると**した**。

大項目4 (相談援助の理念)

- * 中項目1 (人権尊重) ~出題ナシ~
- * 中項目2 (社会正義) ~出題ナシ~
- * 中項目3 (利用者本位)

第33回095番 事例の乙母子生活支援施設のL母子支援員 (社会福祉士) の対応に関する適・不適判断問題

[事例]

Mさん (28歳) は夫のDVに耐え切れず、近所の人に勧められて福祉事務所に相談し、Aちゃん (7

歳、女兒)を連れて乙母子生活支援施設に入所した。Mさんには軽度の知的障害があり、療育手帳を所持している。入所後1か月が経過したが、Mさんは自室に閉じ籠もっていることが多い。また、他の入所者の部屋の音のことでトラブルとなったこともある。

Aちゃんは精神的に不安定で学校を休みがちである。

ある日、Mさんは、「ここに居ても落ち着かないので、Aちゃんを連れて施設を出たい」とL母子支援員に訴えてきた。

- 1 () Mさんの気持ちを受け止めた上で、これからの生活に対する希望を聴く。
- 2 () 母子分離を図るため、Aちゃんを児童相談所へ送致する。
- 3 () Mさんには退所に関する意思決定は困難であると判断する。
- 4 () 退所の申出の背景にある施設での生活環境を探る。
- 5 () すぐに福祉事務所に退所についての判断を仰ぐ。

(大項目4-中項目6/大項目6-中項目3の内容と混在)

(正答:1、4)

1-1: 母子支援員は、Mさん親子に対して母子支援員としての基本的態度(受容、傾聴、共感)をもって関わっていくことが求められる。

2-1: 現段階では、Mさんからの母子分離の訴えもなく、Aちゃんへの虐待も見受けられないことから、児童相談所への送致は適切ではない。

3-1: 判断能力が不十分であっても、Mさんには意思があり意思決定能力を有するという前提で、Mさんの意思・意向を確認し、その内容を尊重した対応(内容を尊重できる環境整備を行いながら)を行うことが原則である。

4-1: 退所の申出の背景・理由を現在の施設での生活環境から探り、環境を整えることが重要である。

5-1: Mさんとの信頼関係を構築し対応申出の背景・理由を探る前に、福祉事務所に退所判断を仰ぐことは適切でない。

第34回093番 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(2018年(平成30年)(厚生労働省))と「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(2017年(平成29年)(厚生労働省))における意思決定支援に関する適・不適判断問題

- 1 () 認知症の人の意思決定支援では、家族は本人と利害が対立することがあることから、意思決定支援チームの一員に入らないこととされている。
- 2 () 認知症の人の意思決定支援では、本人が実際の経験をすると本人の意思が変わることがあるので、体験利用などの提案は控えた方がよいとされている。
- 3 () 障害者の意思決定支援では、それに必要な情報の説明は本人が理解できるように工夫して行い、自己決定の尊重に基づくことが基本的原則である。
- 4 () 障害者の意思決定支援では、職員等の価値観においては不合理でも、また他者の権利を侵害する場合でも、その選択を実現する支援を行うことが基本的原則である。
- 5 () 障害者の意思決定支援では、本人の自己決定や意思確認の前に、本人をよく知る関係者が集

まり、本人の意思を推定する支援を行うことが基本的原則である。

(大項目 4－中項目 5 の内容と混在)

(正答：3)

○「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を一読しておきましょう。

・HP アドレス：<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf>

○「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を一読しておきましょう。

・HP アドレス：<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukufukushibu/0000159854.pdf>

1-1：認知症の人の意思決定支援では、‘家族も意思決定支援チームの一員となることが望ましい’。

2-1：認知症の人の意思決定支援では、‘体験利用等の提案（本人にとって無理のない経験の提案）は有効である’。

3-1：障害者の意思決定支援では、‘自己決定の尊重に基づき行うことが原則である’。

4-1：障害者の意思決定支援では、‘職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる’。

5-1：障害者の意思決定支援では、‘障害者本人の意思を推定する支援を行う前に、本人の自己決定や意思確認をするべきである’。

第 35 回 094 番 事例につき、Z 障害者支援施設の F 生活支援員（社会福祉士）がこの時点で行う支援方針の見直しに関する適・不適判断問題

〔事例〕

知的障害のある G さん（35 歳）は、日頃から言語的コミュニケーションは難しいところがあるが、Z 障害者支援施設から離れた場所にある生家に一時外泊を行った。

G さんが施設に戻った際に、G さんの家族から、外泊中の様子を伝えられた。自分から気に入った場所に遊びに出掛けたり、簡単な食事は自分で用意したりしていたとのことであった。

F 生活支援員にとっては、施設ではこれまで見掛けたことのなかった G さんの様子であった。

1 () G さんの支援は、施設と自宅では環境が異なるため、施設の事情や制約に合わせた支援を行うことを再確認する。

2 () G さんの施設での生活では、職員が考える G さんの最善の利益に関する事柄を優先的に取り入れる。

3 () G さんの興味が広がるよう、G さんの理解力や意思決定の力を考慮して、思いや選好を確認するよう努める。

4 () 家族から聞いた話を基に、G さんの支援に、自立に向けたプログラムとして施設内で実施している料理教室への参加を組み入れる。

5 () G さんの短期的な支援目標を、施設に近接する共同生活援助（グループホーム）への移行に改める。

(大項目 4－中項目 6 の内容と混在)

(正答：3)

1-1：支援に当たっては、本人の意思決定支援を通じた本人の自己決定に基づき行うことが原則である

（施設の事情や制約に合わせた支援は望ましくない）。

2-1：支援に当たっては、本人の意思決定支援を通じた本人の自己決定に基づき行うことが原則である（職員の考えを優先して支援を行うことは望ましくない）。

3-1：本人の思いや選好を確認するよう努めながら、理解力や自己決定力を尊重して支援計画の見直しを検討していく。

4-1：意思決定支援を通じて確認又は推定された本人の意思決定に基づき支援方針の見直しを進めていく。

5-1：支援方針の見直しは第一に本人の意向確認を行った上で進めていく。生活環境の変更については、中長期的な支援目標として慎重に検討を進めていく。

* 中項目 4（尊厳の保持）～出題ナシ～

* 中項目 5（権利擁護）～重複出題～

* 中項目 6（自立支援）～重複出題～

* 中項目 7（社会的包摂）～出題ナシ～

* 中項目 8（ノーマライゼーション）～出題ナシ～

大項目 5（相談援助における権利擁護の意義）

* 中項目 1（相談援助における権利擁護の概念と範囲）～出題ナシ～

大項目 6（相談援助に係る専門職の概念と範囲）

* 中項目 1（相談援助専門職の概念と範囲）～重複出題～

第 33 回 093 番 国が規定する近年の相談事業に関する適・不適判断問題

- 1 () 地域で生活する障害者のために、「地域生活定着促進事業」が創設され、地域生活定着支援センターにおいて相談支援業務が行われるようになった。
- 2 () 「スクールソーシャルワーカー活用事業」において、社会福祉士や精神保健福祉士等がその選考対象に明記されるようになった。
- 3 () 地域包括支援センターでは、社会福祉士等によって「自立相談支援事業」が行われるようになった。
- 4 () 矯正施設退所者のために、「地域生活支援事業」が創設され、市町村における必須事業として相談支援事業が行われるようになった。
- 5 () 生活困窮者自立支援制度が施行され、その中核的事業として「総合相談支援業務」が行われるようになった。

（大項目 1－中項目 2 の内容と混在）

（正答：2）

- 1-1：地域生活定着促進事業とは、各都道府県設置の地域生活定着支援センターと保護観察所との協働により、**高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者**に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着を図る事業である。
- 1-2：地域生活定着支援センターでは、矯正施設入所中からの帰住地調整業務、矯正施設退所後の社会福祉施設入所に伴う定着フォローアップ業務、矯正施設退所後の福祉サービス等についての相談支援業務、等を一体的にお行っている。
- 2-1：スクールソーシャルワーカー活用事業とは、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士等福祉に関する専門的資格保持者の中から実施主体が選考し認めた者）を教育委員会・学校等に配属し、教育相談体制を整備する事業である。
- 3-1：自立相談支援事業とは、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体が自立相談支援機関を設置し、相談支援員等によって必要な情報提供及び助言等を行う事業である。
- 4-1：地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に基づき、各自治体（都道府県、指定都市、中核市及び市区町村）において、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域特性や利用者状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し障害者等の福祉の増進を図りつつ地域共生社会の実現を目指す事業である。
- 5-1：総合相談支援業務とは、地域包括支援センターにおける包括的支援事業主要4業務（①第1号介護予防支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④**総合相談支援業務**）の1つであり、高齢者の心身の状況、居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業である。

第34回 094番 SWの専門職化に関する適・不適判断問題

- 1 () ミラーソン (Millerson. G.) は、職業発展の過程から、ソーシャルワーク専門職が成立するプロセスを提示した。
- 2 () グリーンウッド (Greenwood. E.) は、既に確立している専門職と、ソーシャルワーカーを比較することによって、準専門職の概念を提示した。
- 3 () カー・ソンドース (Carr-Saunders. A.) は、専門職が成立する属性を挙げ、その中でテストによる能力証明の必要性を主張した。
- 4 () エツィオーニ (Etzioni. A.) は、専門職が成立する属性を挙げ、その中で専門職的権威の必要性を主張した。
- 5 () フレックスナー (Flexner. A.) は、専門職が成立する属性を挙げ、ソーシャルワークがいまだ専門職とはいえないことを主張した。

(正答：5)

- 1-1：ミラーソン (Millerson. G. / 「資格化団体－専門職化の研究」(1964年)) は、**専門職が成立する6つの属性**（①理論・技術、②訓練・教育、③「公共の福祉」志向、④テストによる能力証明、⑤専門職団体の組織化、⑥「倫理綱領」の存在）を掲げた。

- 2-1：グリーンウッド（Greenwood. E. / 「専門職の属性」（1957年））は、福祉専門職成立の5条件（①体系的な理論、②専門職的権威、③社会的承認、④「倫理綱領」の存在、⑤専門職的な独自文化）を掲げた。
- 3-1：カー・ソンドース（Carr-Saunders. A. / 「専門職の組織と社会における地位」（1931年））は、職業とは、特定の基準で分類されるものではなく、発展過程のなかで形成され連続していくものである（可能的専門職→新生専門職→準専門職→完成専門職）、と唱えた。
- 4-1：エツィオーニ（Etzioni. A. / 「セミプロフェッショナルとその組織」（1969年））は、専門職としての完成度が低く専門職化の途上にある職種を「半専門職（セミ・プロフエション、‘準専門職’…教師、看護婦、ソーシャルワーカー等）」とし、専門職の4つ構成要素（職務遂行上の知識体系、専門職養成訓練、専門職団体、「倫理綱領」の存在）を挙げた。
- 5-1：フレックスナー（Flexner. A. / 「ソーシャルワーカーは専門職か」（1915年））は、専門職成立のための6つの基準（①個人的な責任を伴う知的な仕事であること、②学識に裏づけられたものであること、③教育によって伝達可能な技術をもつこと、④実際的目的のためのものであること、⑤利他主義的動機で行動すること、⑥自主的な組織をもつこと）を検討し、ソーシャルワーカーについて、④、⑤以外の項目については十分に達成されているかどうか疑問である（特に①、③について）として、未だ専門職としての資格を得ていない、と結論した。

*** 中項目2（福祉行政等における専門職）**

第33回096番 相談援助に関わる職種の根拠法に関する適・不適判断問題

- 1 () 民生委員は、社会福祉法に規定されている。
- 2 () 介護支援専門員は、老人福祉法に規定されている。
- 3 () 児童福祉司は、児童福祉法に規定されている。
- 4 () 社会福祉主事は、生活保護法に規定されている。
- 5 () 身体障害者福祉司は、「障害者総合支援法」に規定されている。

（注）1：「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

（大項目6－中項目3の内容と混在）

（正答：3）

- 1-1：民生委員は、**民生委員法（S23年制定）**に規定されている。
- 2-1：介護支援専門員は、**介護保険法第7条第5項**に規定されている。
- 3-1：児童福祉司は、**児童福祉法第13条第4項**に規定されている。
- 4-1：社会福祉主事は、**社会福祉法第18条第3項**に規定されている。
- 5-1：身体障害者福祉司は、**身体障害者福祉法第11条の2第1項**に規定されている。

第35回 096番 福祉に関する事務所（福祉事務所）に配置される所員の社会福祉法に基づく業務に関する適・不適判断問題

- 1 () 指導監督を行う所員（査察指導員）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、生活保護業務の監査指導を行う。
- 2 () 現業を行う所員（現業員）は、所長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等に対する生活指導などを行う。
- 3 () 母子・父子自立支援員は、家庭における児童養育の技術及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項等に関する相談に応じる。
- 4 () 知的障害者福祉司は、社会的信望のもとに知的障害者の更生援護に熱意と識見を持って、知的障害者やその保護者の相談に応じ必要な援助を行う。
- 5 () 家庭相談員は、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う。

(正答：2)

- 1-1：査察指導員は、福祉事務所長の指揮監督を受けて、**現業事務の指導監督**を司る（社会福祉法第15条第3項）。
- 2-1：現業員は、福祉事務所長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等に対する生活指導などを行う（社会福祉法第15条第4項）。
- 3-1：母子・父子自立支援員とは、配偶者のいない現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力向上及び求職活動支援を行う者である（母子・父子並びに寡婦福祉法第8条第2項）。
- 3-2：家庭相談員とは、福祉事務所内に設置される**家庭児童相談室に配置**され、家庭における児童養育の技術及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項等に関する相談に応じる者である（地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員））。
- 3-3：R6年度より、「こども家庭ソーシャルワーカー（こども家庭福祉の現場におけるソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材）」認定制度が開始する。
- 4-1：知的障害者相談員とは、社会的信望のもとに知的障害者の更生援護に熱意と識見を持って、知的障害者やその保護者の相談に応じ必要な援助を行う者である（知的障害者福祉法第15条の2）。
- 4-2：知的障害者福祉司とは、知的障害者更生相談所、市町村福祉事務所等に配置される知的障害者の福祉に関する相談に応じ専門的技術に基づいて必要な指導等を行う者である（知的障害者福祉法第13条）。
- 5-1：児童福祉司とは、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ専門的技術に基づいて必要な指導を行う者である（児童福祉法第13条第1項）。

*** 中項目 3 (民間の施設・組織における専門職)**

第 33 回 097 番 事例につき、多職種連携の観点から、この時点での T 市の地域包括支援センターの B 社会福祉士の対応に関する適・不適判断問題

〔事例〕

担当地区の民生委員の C さんより、一人暮らしの D さん（80 歳、男性）のことで T 市の地域包括支援センターに相談の電話があった。D さんは 3 か月ほど前に妻を亡くした後、閉じ籠もりがちとなり、十分な食事をとっていないようである。

D さんはこれまで要支援・要介護認定は受けていない。

B 社会福祉士が D さんの下を訪ねたところ、D さんは受け答えはしっかりしていたが、体力が落ち、フレイルの状態に見受けられた。

- 1 () 法定後見制度の利用を検討するため、弁護士に助言を求める。
- 2 () サロン活動の利用を検討するため、社会福祉協議会の福祉活動専門員に助言を求める。
- 3 () 日常生活自立支援事業の利用を検討するため、介護支援専門員に助言を求める。
- 4 () 介護老人福祉施設への入所を検討するため、医師に助言を求める。
- 5 () 栄養指導と配食サービスの利用を検討するため、管理栄養士に助言を求める。

(大項目 8－中項目 2 の内容と混在)

(正答：2、5)

- 1-1: 訪問面接では、D さんの判断能力は不十分と認められず、**法定後見制度**の利用検討は適切でない。
- 2-1: **福祉活動専門員**（コミュニティソーシャルワーカー/市区町村社協職員）は、管下の地域福祉の推進、企画、連絡・調整等を担い地域資源も把握していることから適切である。
- 3-1: 訪問面接では、D さんの判断能力が不十分とは認められず、**日常生活自立支援事業**の利用検討は適切でない。尚、当該事業利用の相談先（窓口）は、市区町村社協、（実施主体は都道府県・指定都市社協）日常生活自立支援専門員等である。
- 4-1: 現在までの情報からは施設入所ではなく、在宅生活の継続可能性を探っていくことが適切である。尚、医師から助言を受ける場合の内容としては、D さんの現在の栄養状態、全身状態等が考えられる。
- 5-1: 現在までの情報から、D さんは十分な食事をとっていないようなので、管理栄養士から**栄養指導**等の助言を求めることは適切である。

第 34 回 097 番 事例につき、生活困窮者を対象とした自立相談支援機関で相談に当たっている D 相談支援員（社会福祉士）のこの段階における対応に関する適・不適判断問題

〔事例〕

E さん（45 歳、女性）から相談窓口、「毎日不安でたまらない。どうしたらよいか」という電話があり、その結果、来所面接となった。

E さんは独身で、兄弟はおらず、両親を 15 年前に相次いで亡くしている。高校卒業後、様々なパートタイムの勤務をしたが長続きはせず、現在は失業中である。軽度のうつ病のため通院しており、

主治医からは時間をかけて治療していきましょうと言われていた。両親の没後、古い家を相続して住んではいるが、一時収入があると、物を購入することがやめられず、家中が物で溢あふれている。

既に、手持ちの資金が底をついており、就労を考えたこともあるが、勤務先でのつらい体験が思い浮かび、何事をするにも自信が持てない。また、友人など周囲に相談できる人はほとんどおらず、孤立感を感じている。

- 1 () 生活困窮者一時生活支援事業の利用を勧める。
- 2 () 生活福祉資金貸付制度の利用を勧める。
- 3 () 債務処理に詳しい司法の専門家と連携を取る。
- 4 () Eさんの症状を把握するため、Eさんの了解を得て、通院先の病院と連携を取る。
- 5 () 地域での孤立感を軽減するため積極的にボランティア活動へ参加することを提案する。

(大項目8-中項目1の内容と混在)

(正答：2、4)

1-1：生活困窮者一時生活支援事業とは、生活困窮者自立支援制度上の事業の1つとして福祉事務所設置自治体が、住居のない生活困窮者であって所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大6ヶ月間）に限り、**宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施するものである**（Eさんは古い家を相続して現住しており当該事業の対象には該当しない）。

2-1：生活福祉資金貸付制度とは、生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融資する**第一種社会福祉事業として都道府県社会福祉協議会が貸付と必要な相談支援を行うものである**（Eさんは失業中であり、手持ち資金枯渇、うつ病による通院・就労不安、金銭管理（生活管理）問題等を抱えており、包括的な支援が期待される当該事業の利用提案は有効である）。

3-1：現時点で債務処理に詳しい司法の専門家との連携は適切でない（Eさんが債務を負っているとの情報は上がっていない）。

4-1：状況の正確な把握のため‘軽度のうつ病のため通院しており、主治医からは時間をかけて治療していきましょうと言われていた’ことから、本人了解の下、主治医との情報共有（病状の確認等）・連携は重要である。

5-1：現時点では、Eさんの主訴は手持ち資金枯渇の状況でありながら就労に自身が持てない状況に起因する不安と考えられ、孤立感解消に向けた提案は適切とはいえない。

*** 中項目4（諸外国の動向）～出題ナシ～**

大項目7（専門職倫理と倫理的ジレンマ）

*** 中項目1（専門職倫理の概念）～出題ナシ～**

*** 中項目2（倫理綱領）～重複出題～**

*** 中項目3（倫理的ジレンマ）～出題ナシ～**

大項目 8（総合的かつ包括的な援助と多職種連携 （チームアプローチを含む）の意義と内容）

* 中項目 1（ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な援助の意義と内容）

第 34 回 095 番 事例につき、Y 病院の C 医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）が行う介入レベルごとのソーシャルワーク実践についての適・不適判断問題

〔事例〕

Q 政令指定都市の拠点病院である Y 病院には、患者サポートセンターがあり、そこには複数の社会福祉士が配置されている。患者サポートセンターでは、ここ数年、身寄りのない患者の退院支援に取り組んできたが、その数は増加傾向にある。

そこで C 医療ソーシャルワーカーは、増加傾向にあるこうした患者に対する総合的かつ包括的な援助活動や、支援体制の構築に向けた活動を行うこととした。

- 1 () ミクロレベルの介入として、民生委員児童委員協議会に、身寄りのない患者が増加している問題を訴える。
- 2 () ミクロレベルの介入として、Q 市と福祉事務所との総合的な連携の在り方について協議する。
- 3 () メゾレベルの介入として、身寄りのない患者との詳細なアセスメント面接を行う。
- 4 () メゾレベルの介入として、病院内に対策検討委員会を設置することを提案する。
- 5 () メゾレベルの介入として、退院の際、個別に日常生活自立支援事業の活用を提案する。

（正答：4）

○ソーシャルワークにおける実践領域

①ミクロレベ（最小システム）…個人家族、個人を含む小集団

②メゾレベル…ミクロレベルでの要支援者が所属する組織・団体、地域等

* この領域はソーシャルワーカーの見立てや設定に自由度が高い—そのことはマクロレベルの領域の検討にも影響を与えることにもなる。

③マクロレベル…人々の生活課題を引き起こしている社会構造

* ソーシャルワークの定義（IFSW）に示されている「社会変革」に該当する領域である。

○ソーシャルワークでは、ミクロ・メゾ・マクロの各領域のシステムは全体で一体であり全て連動しているという認識（どのレベルに焦点化しても他のレベルにどのように影響するか（関連しているか）の見立て）が重要となる。

1-1：メゾレベルの介入（訴えを起点として問題解決に向けて共に検討）となる。

2-1：マクロレベルの介入（政策・施策、制度を含む総合的な協議）となる。

3-1：ミクロレベルの介入（生活課題をもつ個人・家族への支援）となる。

4-1：メゾレベルの介入（ソーシャルワーカー所属機関の新たな支援体制の構築）となる

5-1：ミクロレベルの介入（生活課題をもつ個人・家族への支援）となる。

第35回097番 事例につき、ピンカス（Pincus.A.）とミナハン（Minahan.A.）の「4つの基本的なシステム」（チェンジ・エージェント・システム、クライアント・システム、ターゲット・システム、アクション・システム）のうち、チェンジ・エージェント・システムが抱える課題に関する適・不適判断問題

〔事例〕

脊髄小脳変性症で入院したHさん（45歳、男性）が退院準備のために医療ソーシャルワーカーに相談に来た。現在、下肢の筋力低下が進んでおり、長い時間の歩行は困難で車いすを利用している。

Hさんは一戸建ての自宅で妻（42歳、会社員）と二人暮らしであり、今後は、介護保険サービスを利用して自宅に退院することを検討している。また、Hさんは入院後休職中であるが、自宅で療養した後に復職を希望している。

- 1 () Hさんの退院後の自宅における介護サービス
- 2 () Hさんが復職した場合の職場での勤務時間
- 3 () Hさん夫妻に対して、退院後に必要となる妻への支援
- 4 () Hさんの希望に基づき、近隣の利用可能な社会資源
- 5 () Hさんの今後の療養に関わる院内スタッフの情報共有

(正答：5)

○**脊髄小脳変性症**（介護保険制度上の特定疾病の1）…運動失調あるいは痙性対麻痺（両下肢の筋緊張が亢進して（突っ張って）運動麻痺（自分で動かせない）がある状態）を主な症状とし、原因が、感染症、中毒、腫瘍、栄養素の欠乏、奇形、血管障害、自己免疫性疾患等によらない疾患の総称。

○「4つの基本的なシステム」

- ①**チェンジ・エージェント・システム（ワーカーシステム）**：マイクロレベルではワーカー自身、メゾレベルではワーカーが所属する機関、マクロレベルでは職能団体等。
- ②**クライアント・システム**：クライアントとクライアントを取り巻く環境（家族等）。
- ③**ターゲット・システム**：ワーカーが目標達成のために影響を及ぼす必要のある対象（人、組織等）。
- ④**アクション・システム**：目標達成のためにワーカーと協力していく人、組織等

1-1：退院後のクライアントに介護サービスを提供していくためにワーカーと協力する**専門職チーム（アクション・システム）**をどのように構築していくか、という課題といえる。

2-1：退院後のクライアントに適した就業環境を整えるために**職場（ターゲット・システム）**にどのように働きかけていくか、という課題といえる。

3-1：退院後のクライアントの**妻（クライアント・システム）**への精神的・肉体的支援をどのように進めていくか、という課題といえる。

4-1：退院後のクライアントの在宅生活を支える**地域資源（アクション・システム）**の整備・開発をどのように構築していくか、という課題といえる。

5-1：クライアントの退院後の希望（在宅生活）実現のため**入院中の治療・支援チーム（チェンジ・エージェント・システム（ワーカーシステム））**がどのように関わっていくか、という課題といえる。

*** 中項目2 (ジェネラリストの視点に基づく多職種連携
(チームアプローチを含む)の意義と内容)**

第34回096番 社会福祉士が参加する多職種等によって形成されるチーム(以下「多職種チーム」という。)に関する適・不適判断問題

- 1 () 多職種チームを構成する他の専門職の文化や価値を理解する。
- 2 () 多職種チームのメンバーには、利用者を含めてはならない。
- 3 () 多職種チームでは、メンバーが同一の施設や機関に所属している必要がある。
- 4 () 多職種チームを機能させるために、社会福祉士がリーダーとなりヒエラルヒーを構成する。
- 5 () 多職種チームでは、チームの方針・目標の設定よりも、社会福祉士としての独自の方針や目標設定を優先する。

(正答：1)

○多職種チーム実践の要点…①チーム目標の明確化・共有、②各専門職の価値規範・機能・役割等の学び合い、③チーム内ルールの確立と合意、④メンバー間のコミュニケーションの確立、等。

1-1：日頃から他専門職の専門性・価値・文化を理解し、互いに尊重し合える関係性を作っておくことが重要である。

2-1：主体者たる当事者(利用者・家族)も、協働・連携の場面・過程に参画し、問題解決の主体として協働していく多職種チームメンバーの一員である。

3-1：目的に応じて、多職種チームは、所属機関内で形成される場合も地域や他機関所属の専門職種等によって形成される場合もある。

4-1：社会福祉士は、他職種チームを機能させるために、各メンバーが対等性を持って協働できるよう、コーディネート機能、ファシリテーション機能を発揮させる。

5-1：多職種チームによるチームアプローチでは、対話と合意によって設定されたチームの方針・目標が共有され、その実現に向けて各メンバーが貢献することが求められる。